

令和7年 No.37

○国立大学法人東京学芸大学共同研究取扱規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

共同研究を行うことができる対象教員の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

3月26日 教育研究評議会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学共同研究取扱規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和7年3月27日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和7年規程第13号

国立大学法人東京学芸大学共同研究取扱規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学共同研究取扱規程（平成16年規程第19号）の一部について、別紙
新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学共同研究取扱規程の一部改正について

改正理由：共同研究を行うことができる対象教員の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

| 改 正 | 現 行 |
|--|--|
| <p>〔省略〕</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程において「共同研究」とは、本学において外部機関から研究者及び研究経費等を受け入れて、本学の<u>常勤教員</u>（国立大学法人東京学芸大学職員就業規則（平成16年規則第5号）第3条及び国立大学法人東京学芸大学有期雇用職員就業規則（平成16年規則第20号）第3条に規定する教員）及び研究業務を行う<u>特任教員</u>（東京学芸大学特任教員就業規則（令和4年規則第27号）第2条第1項第1号に規定する教員）（以下「担当教員」という。）と外部機関（以下「共同研究機関」という。）の研究者（以下「共同研究員」という。）が共通の課題について共同して行う研究をいう。</p> <p>2～7 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p> | <p>〔省略〕</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程において「共同研究」とは、本学において外部機関から研究者及び研究経費等を受け入れて、本学の<u>専任教員</u>（以下「担当教員」という。）と外部機関（以下「共同研究機関」という。）の研究者（以下「共同研究員」という。）が共通の課題について共同して行う研究をいう。</p> <p>2～7 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> |